

不 動 産 公 売 広 報

公売日	令和7年10月28日（火）
場 所	稲沢市役所 第2会議室 （第1分庁舎2階）

稲 沢 市 役 所

総 務 部 収 納 課 徴 収 グ ル ー プ

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地

電話 0587-32-1111(代表) 内線427

電話 0587-32-1248(直通)

不動産公売の御案内

場所

稲沢市役所 第2会議室(第1分庁舎2階)
稲沢市稲府町1番地

入札及び開札の日時

入札日時	開札日時
令和7年10月28日(火) 午前10時30分から 午前11時00分まで	同日 午前11時01分

※公売保証金の納付受付は午前10時から行います。

売却決定日時及び買受代金納付期限

区分	売却決定日時	買受代金納付期限
公売公告 第62号	令和7年11月18日(火) 午前10時30分	同日 午前11時00分

※売却決定までに買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合又は次順位買受申込者に売却決定する場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

公売当日の持ち物

- (1) 公売保証金(現金)
- (2) 公売参加者の身分証明書(運転免許証等)
- (3) 委任状(代理人が入札する場合)
- (4) 買受適格証明書(公売財産が農地の場合)
- (5) 陳述書等必要書類(暴力団員等でない旨の陳述をする必要があります)
- (6) 印鑑・個人で入札する方 認印(スタンプ式のものは不可)
・法人で入札する方 代表者印
・代理人が入札する方 代理人の認印

入札する公売財産が農地の場合

※入札する公売財産が農地の場合には、農業委員会又は県知事が発行する「買受適格証明書」が必要です。

該当地の「買受適格証明書」がない場合、入札できません。

買受適格証明願の詳細につきましては、農業委員会までお問い合わせください。

買受適格証明願の提出期限

農地法第3条	令和7年9月30日(火)まで
農地法第5条	令和7年9月1日(月)まで

※ただし、農地法第5条は、県知事の許可が必要となるため「買受適格証明書」を取得するまでに期間を要する場合がありますので、早めに農業委員会まで事前相談をして下さい。

陳述書等の提出について

令和3年1月1日より不動産公売にて入札しようとする者（その者が法人である場合には、その役員）は、暴力団員等ではない旨の陳述書を提出する必要があります。

詳細につきましては、19頁をご参照ください。

なお、陳述書等につきましては、パンフレット巻末以降に添付してありますので、そちらを切り取ってご使用ください。

＜個人＞	陳述書（個人用） 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項
＜法人＞	陳述書（法人用） 入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項 自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項 商業登記簿謄本（法務局にて取得） ※以下の指定許認可等を受けている事業者は、陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。 1 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者 2 債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者

注 意 事 項 ※必ずお読み下さい

- 1 滞納者及び稲沢市長から公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条及び第108条の規定に該当する者並びに同法第99条の2各号に規定する者（暴力団員等））は、公売に参加することができません。落札後に発覚した場合であっても、落札決定を取り消します。
- 2 陳述書等必要書類の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。
- 3 公売は「現況有姿」により実施します。入札する公売財産については、その現況等を必ず事前に確認して、入札してください。
- 4 公売財産によっては、公売手続を予告なく中止する場合があります。この場合、入札参加に必要な費用等の弁済について、稲沢市は責任を負いません。
- 5 公売財産の引渡し、境界確認、構造物及び放置物の撤去（地上・地下問わず）等の義務を稲沢市では負いません。すべて買受人自身の責任で行ってください。
- 6 稲沢市は、公売に係る契約不適合責任を負いません。
- 7 公売財産に関する記述は、公売広報作成時のもので現況が変動している場合があります。見取図は公図等により作成されており、現況と異なる場合があります。

※※※※上記の注意事項を了承の上、入札に参加してください。※※※※

公売財産一覧表

売却区分番号	財産の種類	財産の所在地	見積価額	公売保証金	掲載頁
1	宅地	稲沢市平細工蔵町76番	2,173,000	220,000	4
2	畑	稲沢市平細工蔵町87番	825,000	90,000	7
3	田	稲沢市千代四丁目98番	913,000	100,000	10
4	宅地	稲沢市増田北町154番16	10,030,000	1,010,000	13

(注) 1 公売財産に関する記述は、公売広報作成時のもので、現況が変動している場合があります。

2 「見取図」は公図等により作成されており、現況と異なる場合があります。

3 「財産の種類」の地目は、登記上の地目であり、現況と異なる場合があります。

売却区分番号	1		
見積価額	2,173,000円	公売保証金	220,000円
公売参加資格	暴力団員等ではない旨の陳述書の提出が必要です。		
公売財産の表示	土地 稲沢市平細工蔵町76番 宅地 177.57㎡ 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）		
接道状況等	北西側約8.5mの舗装市道に接面する、間口約28m×奥行約13mの三角形の中間画地です。		
地盤・地勢・土壌	土壌：普通		
最寄駅等	名鉄尾西線「森上」駅 約2.5km		
使用状況	未利用地。		
特記事項	・所有者不明の自動車等の動産が放置されています。不動産内にある動産等の取扱いは、すべて買受人の責任において実施してください。 ・対象不動産は周知の埋蔵文化財包蔵地「平・山口遺跡」内に存在します。建物を建築する際には市に届出が必要であり、建物の基礎等により、試掘の実施や慎重工事、工事立会等の指示が出されます。 ・日影規制があります。（4h－2.5h、測定面の高さ4m） ・公売財産上に建物はありますが、建物登記が残っています。滅失登記については、買受人により手続きしていただく必要があります。		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
注意事項	次の事項を十分御理解の上、公売へ御参加ください。 1 公売は、現況有姿により行います。あらかじめ現況等を確認して入札してください。 2 次頁の図は、現況と異なる場合があります。 3 建ぺい率及び容積率は、その地域の都市計画法上の一般的な率を記載しています。 4 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。同時に危険負担も買受人に移転します。ただし、農地法その他の許可及び承認を必要とする財産については、それらの要件を満たしたときになります。 5 市は、公売に係る契約不適合責任を負いません。 6 土地の境界確定、明渡手続、不動産内にある動産等の取扱いは、すべて買受人の責任において実施してください。市は、公売財産の引渡義務を負いません。 7 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査や地下埋設物の有無の現地調査は、行っていません。 8 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。 9 公売手続を予告なく中止する場合があります。		

売却区分番号

1

物件の所在図



物件の見取図（土地）



売却区分番号	1
--------	---

写真 (1)



写真 (2)



売却区分番号	2		
見積価額	825,000円	公売保証金	90,000円
公売参加資格	暴力団員等ではない旨の陳述書の提出が必要です。 農地法の規定による「買受適格証明書」の提示が必要です。		
公売財産の表示	土地 稲沢市平細工蔵町87番 畑 499㎡ 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%） 農業振興地域内の農用地区域外		
接道状況等	北側約4mの舗装市道に接面する、間口約15m×奥行約30mのほぼ長方形形状の中間画地です。		
地盤・地勢・土壌	土壌：普通		
最寄駅等	名鉄尾西線「森上」駅 約2.6km		
使用状況	畑（未耕作）として利用されている。		
特記事項	・対象不動産は周知の埋蔵文化財包蔵地「平・山口遺跡」内に存在します。建物を建築する際には市に届出が必要であり、建物の基礎等により、試掘の実施や慎重工事、工事立会等の指示が出されます。		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
注意事項	次の事項を十分御理解の上、公売へ御参加ください。 1 公売は、現況有姿により行います。あらかじめ現況等を確認して入札してください。 2 次頁の図は、現況と異なる場合があります。 3 建ぺい率及び容積率は、その地域の都市計画法上の一般的な率を記載しています。 4 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。同時に危険負担も買受人に移転します。ただし、農地法その他の許可及び承認を必要とする財産については、それらの要件を満たしたときになります。 5 市は、公売に係る契約不適合責任を負いません。 6 土地の境界確定、明渡手続、不動産内にある動産等の取扱いは、すべて買受人の責任において実施してください。市は、公売財産の引渡義務を負いません。 7 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査や地下埋設物の有無の現地調査は、行っていません。 8 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。 9 公売手続を予告なく中止する場合があります。		

売却区分番号

2

物件の所在図



物件の見取図(土地)



売却区分番号

2

写 真 (1)



写 真 (2)



売却区分番号	3		
見積価額	913,000円	公売保証金	100,000円
公売参加資格	暴力団員等ではない旨の陳述書の提出が必要です。 農地法の規定による「買受適格証明書」の提示が必要です。		
公売財産の表示	土地 稲沢市千代四丁目98番 田 593㎡ 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%） 農業振興地域内の農用地区域		
接道状況等	南東側約5m舗装市道に接面する、間口約17m×奥行約35mのほぼ長方形形状の中間画地です。		
地盤・地勢・土壌	土壌:普通		
最寄駅等	名鉄本線「大里」駅 約3.1km		
使用状況	田(未耕作)として利用されている。		
特記事項			
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
注意事項	次の事項を十分御理解の上、公売へ御参加ください。 1 公売は、現況有姿により行います。あらかじめ現況等を確認して入札してください。 2 次頁の図は、現況と異なる場合があります。 3 建ぺい率及び容積率は、その地域の都市計画法上の一般的な率を記載しています。 4 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。同時に危険負担も買受人に移転します。ただし、農地法その他の許可及び承認を必要とする財産については、それらの要件を満たしたときになります。 5 市は、公売に係る契約不適合責任を負いません。 6 土地の境界確定、明渡手続、不動産内にある動産等の取扱いは、すべて買受人の責任において実施してください。市は、公売財産の引渡義務を負いません。 7 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査や地下埋設物の有無の現地調査は、行っていません。 8 権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は、買受人の負担となります。 9 公売手続を予告なく中止する場合があります。		

売却区分番号

3

物件の所在図



物件の見取図(土地)



売却区分番号	3
--------	---

写真 (1)



写真 (2)



売却区分番号	4		
見積価額	10,030,000円	公売保証金	1,010,000円
公売参加資格	暴力団員等ではない旨の陳述書の提出が必要です。		
公売財産の表示	土地 稲沢市増田北町154番16 宅地 178.51㎡ 以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）		
接道状況等	南側約4.0mの舗装市道に接面する、間口約11m×奥行約16mのほぼ長方形状の中間画地です。		
地盤・地勢・土壌	土壌:普通		
最寄駅等	名鉄名古屋本線「大里」駅 約0.7km		
使用状況	未利用地。		
特記事項	・境界付近に所有者不明の塀が設置されています。不動産内にある動産等の取扱いは、すべて買受人の責任において実施してください。 ・日影規制があります。（4h－2.5h、測定面の高さ4m）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
注意事項	次の事項を十分御理解の上、公売へ御参加ください。 1 公売は、現況有姿により行います。あらかじめ現況等を確認して入札してください。 2 次頁の図は、現況と異なる場合があります。 3 建ぺい率及び容積率は、その地域の都市計画法上の一般的な率を記載しています。 4 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。同時に危険負担も買受人に移転します。ただし、農地法その他の許可及び承認を必要とする財産については、それらの要件を満たしたときになります。 5 市は、公売に係る契約不適合責任を負いません。 6 土地の境界確定、明渡手続、不動産内にある動産等の取扱いは、すべて買受人の責任において実施してください。市は、公売財産の引渡義務を負いません。 7 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査や地下埋設物の有無の現地調査は、行っていません。 8 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。 9 公売手続を予告なく中止する場合があります。		

売却区分番号

4

物件の所在図



物件の見取図（土地）



売却区分番号

4

写 真 (1)



写 真 (2)



売却区分番号

4

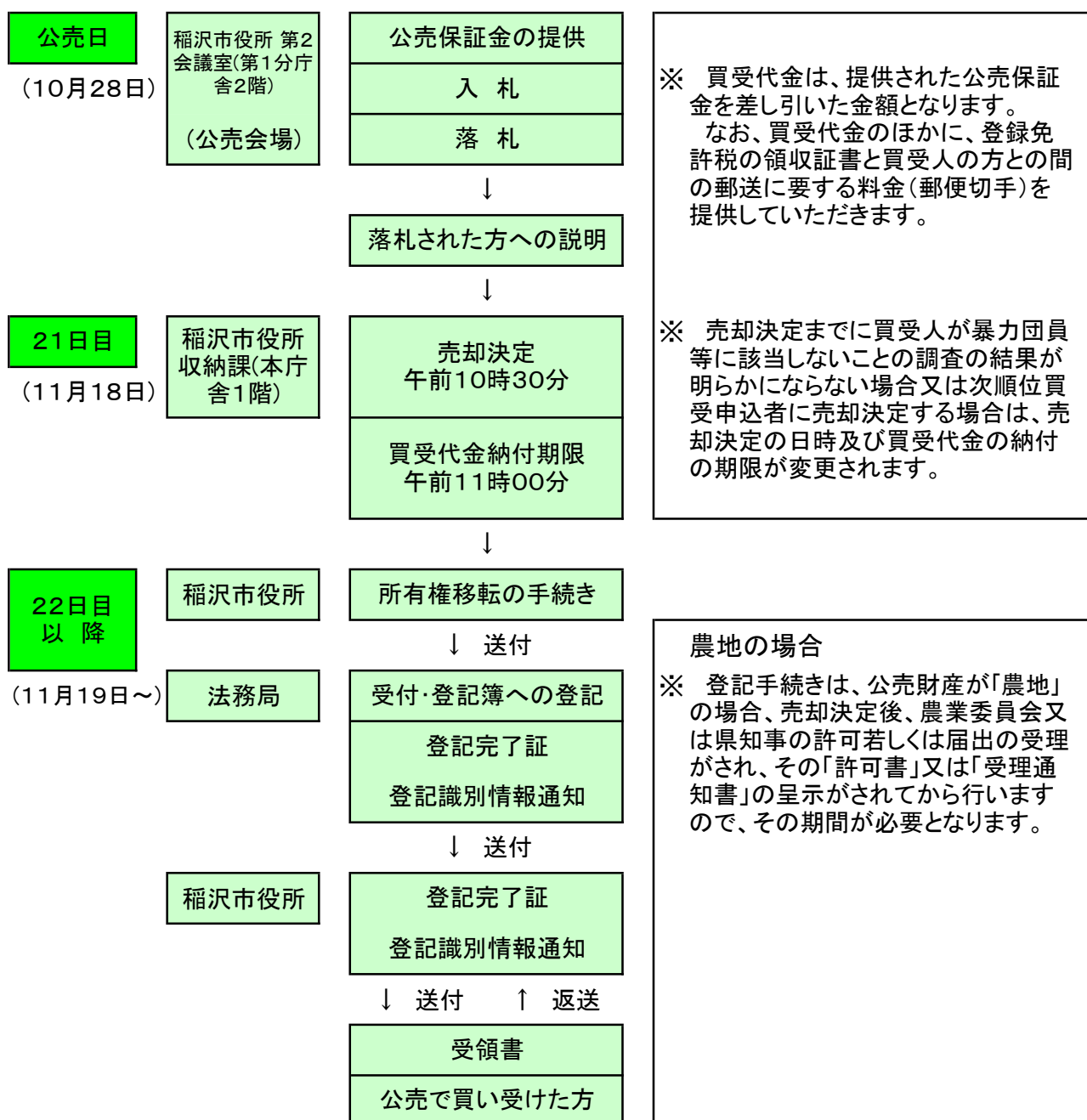
写 真 (3)



写 真 (4)



不動産の入札から落札後の手順概要図



入札に参加される方へ

公売参加資格

- 1 原則として公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。
ただし、滞納者及び稲沢市長から公売会場への入場、入札等を制限されている者(国税徴収法第92条及び第108条の規定に該当する者並びに同法第99条の2各号に規定する者(暴力団員等))は、公売に参加することができません。
- 2 入札する場合には、国税徴収法第99条の2各号に規定する者(暴力団員等)でないことについて、陳述書を提出してください。
- 3 代理人が入札する場合には、本人の委任状及び陳述書を提出してください。
- 4 参加する予定の公売財産が農地の場合は、「買受適格証明書」が必要となります。
- 5 公売参加者(代理人)の身分証明書を確認させていただくことがあります。

公売当日の持ち物

- (1)公売保証金(現金)
- (2)公売参加者の身分証明書(運転免許証等)
- (3)委任状(代理人が入札する場合)
- (4)買受適格証明書(公売財産が農地の場合)
- (5)陳述書等必要書類(暴力団員等でない旨の陳述をする必要があります)
- (6)印鑑
 - ・個人で入札する方 認印(スタンプ式のもの不可)
 - ・法人で入札する方 代表者印
 - ・代理人が入札する方 代理人の認印

公売保証金

- 1 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札に参加できません。
なお、公売保証金の金額については、公売財産の明細を御覧ください。
- 2 公売保証金は、公売当日に会場で入札される前に現金で納めていただきます。
- 3 最高価申込者等に決定されなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還いたします。
次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者に売却決定をした場合に、返還します。
なお、入札者が営利法人又は個人事業者である場合には、返還の際の領収書に200円の収入印紙を貼付する必要があります。
- 4 最高価申込者に売却決定した場合の公売保証金は、買受代金の一部に充当します。
- 5 買受人が買受代金を納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合は、その方が納付した公売保証金は、その公売に係る市税に充て、なお残りがあるときはこれを滞納者に交付します。

農地の「買受適格証明書」

入札する公売財産が農地の場合には、農業委員会又は県知事の発行する「買受適格証明書」を入札前に提示していただきます。

農地法第3条の買受適格証明願は令和7年9月30日(火)までに、第5条の買受適格証明願は令和7年9月1日(月)までに農業委員会に提出してください。

詳細につきましては、農業委員会までお問い合わせください。

- ※ なお、農地法第5条は、県知事の許可が必要となるため「買受適格証明書」を取得するまでに期間を要する場合がありますので、早めに農業委員会まで事前相談をして下さい。

陳述書等必要書類の提出について

- 1 入札をしようとする者(その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。)は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。
- 2 代理人が入札する場合には、本人の陳述書が必要となります。また、共同で入札する場合には、共同入札者全員の陳述書が必要となります。
- 3 自己の計算において入札の申出をさせようとする者がある場合には、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」が必要となります。
- 4 陳述書等必要書類の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。
- 5 暴力団員等とは、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- 6 入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必要があります。
- 7 入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書(宅地建物取引業の免許証等)の写しを併せて提出する必要があります。

入札

- 1 入札する方は、入札書に住民登録上の住所(法人の場合は本店所在地)、氏名(法人名称)、売却区分の番号、公売財産の名称、入札価額を記載して入札箱に投函してください。
- 2 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。
- 3 入札書は入札時間内に入札箱に投函してください。また、一度投函した入札書は、入札時間内であっても、引換、変更又は取消をすることはできません。
- 4 同一の方が同一売却区分番号の物件に2枚以上入札された場合は、すべての入札書が無効となります。

最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

- 1 開札は、入札者立会いの上、行います。
- 2 最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して行います。
- 3 開札の結果、最高価申込者が2人以上ある場合は、その同価額の入札者の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。追加入札による入札価額も同価額であるときは、くじで最高価申込者を決定することになります。
なお、追加入札の際の入札価額は、1回目の入札価額以上である必要があります。
- 4 最高入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上である場合に限ります。)で入札し、次順位による買受の申込みを行った方を、次順位買受申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定は、最高価申込者の決定後、直ちに会場において行います。

売却決定

- 1 売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。
なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。
- 2 売却決定までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。
- 3 次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。
 - (1)買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税の完納の事実が証明されたとき
 - (2)買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき
 - (3)国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用されたとき
 - (4)買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められるとき

権利移転の時期

公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付したときです。
ただし、公売財産が農地の場合には、さらに公売財産の所在地の農業委員会又は県知事の許可若しくは届出の受理が必要となります。

危険負担移転の時期

- 1 公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付されたときです。
したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は、買受人が負担することとなります。
- 2 農地等の危険負担移転の時期は、公売財産の所在地の農業委員会又は県知事の許可若しくは届出の受理があったときです。

権利移転に伴う費用及び提出書類

- 1 売却財産の権利移転手続に必要な登録免許税、郵便切手等は買受人の負担となります。
また、所有権移転の請求にあたっては、以下の書類が必要となります。
 - (1)所有権移転登記請求書
 - (2)個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿抄本又は資格証明書
 - (3)市が発行する固定資産評価額通知書
 - (4)登録免許税相当額の領収証書又は収入印紙
 - (5)登記登録関係書類の郵送に要する料金（郵便切手）
 - (6)売却決定通知書
 - (7)公売財産が農地の場合、公売財産の所在地の農業委員会又は県知事の発行する農地法第3条又は第5条の許可書若しくは受理証明書
 - (8)個人の場合は認印、法人の場合は代表者印
- 2 権利移転の登記又は登録は、買受人の請求により稲沢市長が関係機関に対し、その登記又は登録の囑託を行います。

注 意 事 項 ※必ずお読み下さい

- 1 滞納者及び稲沢市長から公売会場への入場、入札等を制限されている者(国税徴収法第92条及び第108条の規定に該当する者並びに同法第99条の2各号に規定する者(暴力団員等))は、公売に参加することができません。落札後に発覚した場合であっても、落札決定を取り消します。
- 2 陳述書等必要書類の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。
- 3 公売は「現況有姿」により実施します。入札する公売財産については、その現況等を必ず事前に確認して、入札してください。
- 4 公売財産によっては、公売手続を予告なく中止する場合があります。この場合、入札参加に必要な費用等の弁済について、稲沢市は責任を負いません。
- 5 公売財産の引渡し、境界確認、構造物及び放置物の撤去(地上・地下問わず)等の義務を稲沢市では負いません。すべて買受人自身の責任で行ってください。
- 6 稲沢市は、公売に係る契約不適合責任を負いません。
- 7 公売財産に関する記述は、公売広報作成時のもので現況が変動している場合があります。見取図は公図等により作成されており、現況と異なる場合があります。

※※※※上記の注意事項を了承の上、入札に参加してください。※※※※

陳 述 書（個人用）

稲沢市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号			陳述書作成日		令和 年 月 日	
入 札 者 （ 買 受 申 込 者 ）	住 所	〒 ー 電話番号 （ ）				
	(フリガナ)					
	氏 名					
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性		

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

陳 述 書 (法人用)

稲沢市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

- 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
- ※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

- 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号			陳述書作成日	令和	年	月	日
入札者（買受申込者）	法人所在地	〒 ー					
		電話番号 （ ）					
	（フリガナ）						
	法人名称						
	代表者氏名						
	役 員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり					

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
		☐ 昭和 ☐ 令和			
2	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
		☐ 昭和 ☐ 令和			
3	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
		☐ 昭和 ☐ 令和			
4	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
		☐ 昭和 ☐ 令和			
5	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
		☐ 昭和 ☐ 令和			

【注意事項】

- 1
- 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3
- 役員全員(代表者を含む)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
□法人	法人所在地	〒 —			
	(フリガナ)				
	法人名称				
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり			

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
		☐ 昭和 ☐ 令和			
2	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
		☐ 昭和 ☐ 令和			
3	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
		☐ 昭和 ☐ 令和			
4	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
		☐ 昭和 ☐ 令和			
5	住 所	〒 —			
	(フリガナ)			役職	
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
		☐ 昭和 ☐ 令和			

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員（代表者を含む）を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む）の訂正や追完はできません。